令和９年度　青森市企業局交通部
会計年度任用職員募集職種等について

【用務補助（障がい者雇用枠）】

（１）身　　分　パートタイム会計年度任用職員
（２）勤務時間　８：３０～１５：１５（休憩１２：００～１２：４５）
　　１日６時間
（３）勤務形態　完全週休２日制（土日）、祝日休み、年末年始休み
（４）勤務場所　（雇入れ直後）管理課（東部営業所内）
　　（変更の範囲）なし
（５）業務内容　（雇入れ直後）庁舎連絡等の用務補助業務、その他必要業務
　　（変更の範囲）なし
　　【参考】主に他庁舎等への書類送達、ポスター等掲示作業（待合所・停留所・バス車内等）、単純な入力作業、電話・窓口応対など
（６）基 本 給　月額　１３７，５７４円～
　　※関連規定の改正等により今後改定になる場合があります。
　　※前年度に１年間の良好な勤務実績があり、引き続き再度任用されたかたは昇給対象となります。
　　賞　　与　６月・１２月に支給
　　期末手当　最大年間１．６４１２５月分
　　（令和８年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間２．５２５月分）
　　勤勉手当　最大年間１．３８１２５月分
　　（令和８年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間２．１２５月分）
　　※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合があります。
　　※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合があります。
　　その他手当　通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等（退職金はなし）
（７）社会保険　健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
（８）雇用期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
　　※１年毎に再度の任用あり（勤務実績及び面接により選考）
（９）有給休暇　労働基準法により付与
（10）特別休暇　忌引、結婚休暇、病気休暇等
（11）服　　務　原則、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
　　・信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務などが適用となります。
　　・分限及び懲戒の対象となります。
（12）条件付採用　原則、採用後１か月間を良好な成績で勤務することで正式採用
（13）災害補償　労災保険適用

○応募資格等
・次のいずれかの手帳の交付を受けているかた
　①身体障害者手帳
　②愛護手帳（療育手帳等他の名称の場合も含む。）
　③精神障害者保健福祉手帳
・普通自動車免許を有し、かつ日常的に運転経験のあるかた

○申込必要書類
①会計年度任用職員（障がい者雇用）申込書
②障害者手帳の写し
③普通自動車運転免許証の写し